
監査事務所検査結果事例集の 公表について

〔 公益社団法人 日本監査役協会 〕
2019年12月10・11日

公認会計士・監査審査会

会長 櫻井 久勝

主任公認会計士監査検査官

第1部

監査役等への期待

法定された外部監査制度

■金融商品取引法 第193条の2

第1項：財務諸表の適正性に関する監査

[対象] 取引所に株式を上場している会社

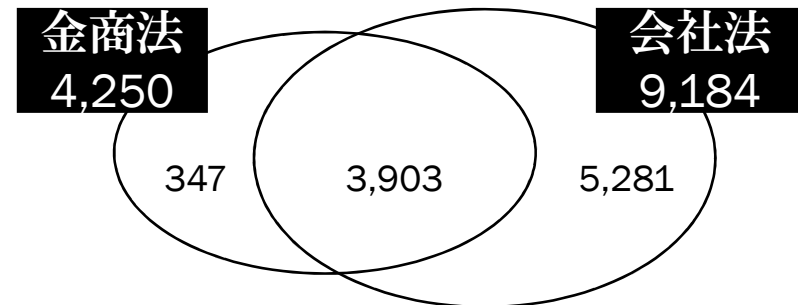
所定の非上場会社

- ・ 50人以上の不特定者に対し、有価証券の取得を勧誘する方法で、1億円以上の資金調達を行った会社
- ・ 株主数 1,000人以上の会社

第2項：内部統制報告書の適正性に関する監査

[対象] 取引所に株式を上場している会社

< 監査法人による金商法・会社法監査の状況（平成29年度） >



■会社法 第436条2項1号

計算書類の適正性に関する監査（内部統制報告書の監査はない）

- [対象] (1) 大会社（資本金 5 億円以上または負債合計200億円以上）：会社法328条
 (2) 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社：会社法327条5項
 (3) 会計監査人を任意に設置した会社：会社法326条2項

会計監査人の選解任

■ 株主総会での選解任

- 会計監査人は株主総会の普通決議により選任・解任する。（会社法329条1項、339条1項）
- 定時株主総会で別段の決議がなければ、再任されたものとみなされる。（338条2項）

■ 選解任決議案の決定と報酬の同意

- 株主総会での会計監査人の選任等に関する議案は監査役等が決定する。（344条1項）
- 会計監査人の報酬額等は、取締役決定権があるが、監査役等の同意を得なければならない。（399条1項）
- その同意の理由を、事業報告に記載しなければならない。（会社法施行規則126条2号）

■ 会計監査人の評価

- 監査役は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断し、その内容を監査報告に記載しなければならない。（会社計算規則127条2号）
- 監査役は、会計監査人について、候補者の適切な選定と評価基準の策定を行い、独立性と専門性を有しているかを確認すべきである。（コーポレート・ガバナンス・コード補充原則3-2①）

良き会計監査人を選任するために

月刊監査役、2019年8月号、羅針盤

■ 会計監査人の選任時の考慮事項

- ・ 特定の監査法人を会計監査人として選任する決定は、監査というサービスを購入する意思決定である。
- ・ その意思決定の決め手は、通常の商品やサービスの購入と同じく、品質と価格である。

■ 品質に関する第三者からの評価の情報

- ・ 日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」(最終改正2018.08.17)には、監査法人による監査の品質に関する第三者からの評価の情報源として、次の2つを挙げている。
 - ① 日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果
上場会社監査事務所名簿等への登録事務所131のすべてが対象
 - ② 金融庁の公認会計士・監査審査会による検査結果
所定基準で選定された監査法人(年間10法人程度)のみが対象

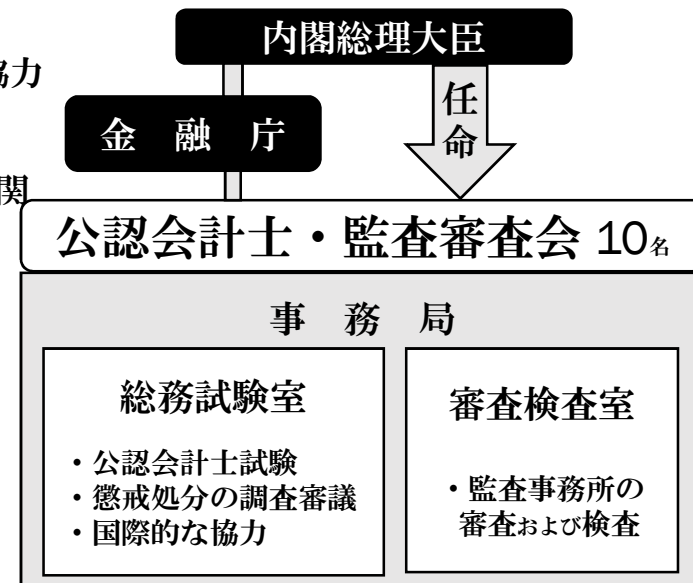
公認会計士・監査審査会の法的根拠

■公認会計士法 第35条

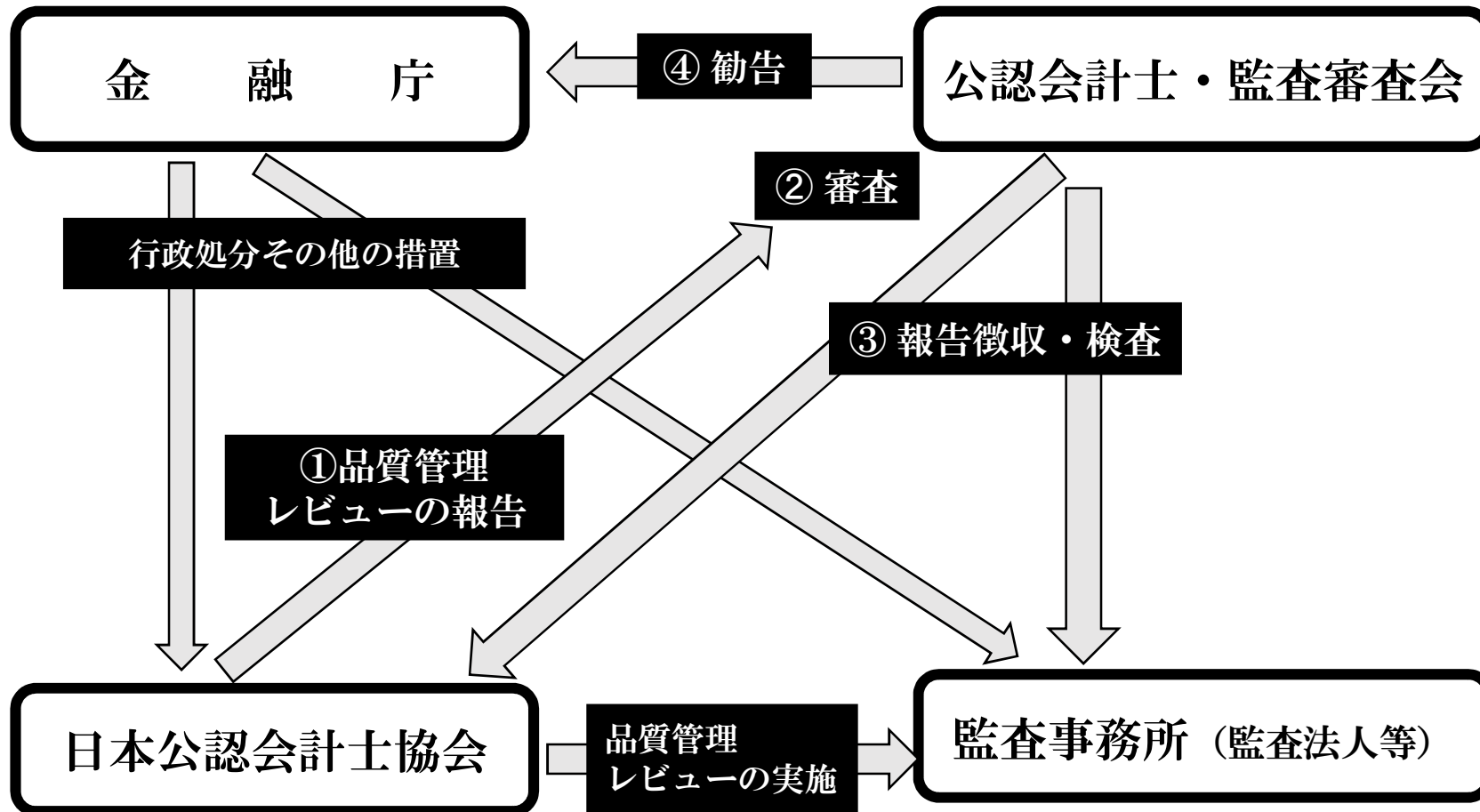
- ・ 第1項 金融庁に公認会計士・監査審査会（以下、審査会）を置く。
- ・ 第2項 審査会は次に掲げる事務をつかさどる。
 - 第一号 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
 - 第二号 監査事務所に対する審査及び検査等、ならびに必要なに応じて行政処分を金融庁長官に勧告
 - 第三号 公認会計士試験の実施
 - 第四号 その他、たとえば諸外国の関係機関との連携・協力

■審査会の組織

- ・ 公認会計士法35条に基づき金融庁に設置された合議制の機関
- ・ メンバー：会長1+常勤委員1+非常勤委員8
 - 衆参両議院の同意を得て
 - 内閣総理大臣により任命され、
 - 独立して職権を行使
 - 任期は3年、2004年4月の設置以来、
 - 現在は第6期（2019年4月～2022年3月）
- ・ 事務局：審査会の事務を処理するために事務局を設置。
 - 事務局長の下、総務試験室（14名）と審査検査室（43名）で構成されている。
 - 審査検査室には、監査法人での勤務経験がある公認会計士が多数含まれる。



審査会による審査・検査の概要



審査・検査の制度

- (1) 日本公認会計士協会から品質管理レビュー結果に関する報告
平成30年度の実績：○ 限定事項なし 48、△ 限定事項付き 4、× 否定的結論 2
改善勧告事項の有無 有 49、無 5
- (2) 審査-----協会からの報告に基づいて、次の事項を審査する。
 - ① 監査事務所の監査業務が適切に行われているか
 - ② 協会の品質管理レビューが適切に行われているか
- (3) 検査等-----審査の結果、必要かつ相当と認める場合は、検査や報告徴収を行う。
報告徴収（オフサイト・モニタリング） 文書のやり取り、ヒアリング
立入検査（オンサイト・モニタリング） 監査法人へ出向いて行う検査
- (4) 勧告-----審査・検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

審査会の活動に関する情報提供

文書の種類	文書のタイトル	頻度
① 基本方針	「監査事務所等モニタリング基本方針」 (審査会第6期：平成31年4月～令和4年3月) 2019年5月17日 審査・検査の目的は、過去に表明した監査意見の適否ではなく、不適正な会計処理が行われることがあれば、それを検出できるほど高い水準で監査を実施できているかを評価すること。	3年毎
② 基本計画	「令和元事務年度 監査事務所等モニタリング基本計画」 2019年7月5日 現有資源から見て実施可能な立入検査は年10件程度であり、報告徴収を併用して、効率的な審査・検査を行う。立入検査の頻度は次の通り。 大手4法人：通常検査とフォローアップ検査を毎年交互に実施 準大手5法人：原則として3年ごとに検査を実施 中小法人：会計士協会の品質管理レビューの結果を参考に、検査先を選定	毎年
③ モニタリングレポート	「令和元年版 モニタリングレポート」 2019年7月30日 モニタリングの成果を報告書の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことを通じて、監査品質の確保と向上を図る。	毎年
④ 検査結果事例集	「監査事務所検査結果事例集」(令和元事務年度版) 2019年7月30日 監査品質の確保と向上のための監査事務所の自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめて公表	毎年
⑤ 年次報告書	「公認会計士・監査審査会の活動状況」 2019年5月	毎年

直近5年の検査の実施状況

■実施した検査の件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
大手監査法人	2	2	4	4	4
準大手監査法人	1	1	2	2	1
中小規模監査事務所	11	6	5	3	5
外国監査法人等	1	0	1	0	0
合計	15	9	12	9	10
行政処分の勧告件数	5	4	2	1	0

■検査の状況

	大手	準大手	中小
検査官数の平均 (人)	8.6	7.0	5.1
延べ検査期間の平均 (日)	145.7	112.5	94.9
個別監査業務選定数の平均 (社)	7.0	5.7	3.1

検査結果の通知

■ 検査結果通知書とその記載事項

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して「検査結果通知書」を交付して行う。

主要な記載事項は

①特に留意すべき事項、②検査の視点、③品質管理態勢における不備、④個別監査業務における不備

■ 「特に留意すべき事項」の記載

重要な不備事項を取りまとめ、業務管理態勢・品質管理態勢・個別監査業務の状況に応じて5段階の総合評価を付している。

《記載例》

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、妥当でない点が認められる。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1)業務管理態勢 | ガバナンス、業務運営上の問題を記載 |
| (2)品質管理態勢 | 品質管理のシステムに関する不備事項を記載 |
| (3)個別監査業務 | 監査業務上の不備事項等を記載 |

■ 5段階の総合評価の記載 平成28年度に着手した検査から開始

目的 ① 監査事務所に対して、審査会の評価を的確に伝える。

② 被監査会社の監査役等（監査事務所から検査結果の開示を受けることになっている。）が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにする。

総合評価の区分と分布状況

総合評価の表記	評価の意味	分布状況	
		大手・準大手	中 小
概ね妥当である	業務運営が良好と認められる場合。	—	—
妥当でない点がある	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。	8	3
妥当でない	業務運営が良好でないとして認められる場合。	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要	業務運営が良好でないとして認められ、特に早急な改善が必要な場合。	—	3
著しく不当である	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。	—	2

- * 「妥当でなく、早急に改善する必要」と評価した監査事務所には、検査結果通知と同時に報告徴収を実施して、速やかな改善を促している。
- * 「著しく不当」と評価した監査事務所は、金融庁長官に対して行政処分の勧告を行う。
- * 分布状況には、平成28～30年度の間に検査を着手・終了した監査事務所が集計されている。
- * 大手・準大手は全法人の集計であるが、中小は検査対象となった事務所のみを集計している。

検査結果の監査役等への伝達

■ 監査役等への伝達

(日本公認会計士協会：監査基準委員会報告書260)

- ① 監査事務所は、契約先の全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」、および指摘事項への対応状況を、書面で伝達しなければならない。
- ② 個別監査業務の検査対象に選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該会社に係る不備の内容と監査事務所の対応状況についても伝達しなければならない。

監査役等とのコミュニケーション

- 監査役等は、不正行為や法令違反等の重大な事実及び会計監査人の監査の方法と結果の相当性判断に必要な情報について、積極的に会計監査人から報告を求めなければならない。
(会社法397条2項)
- 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。(コーポレート・ガバナンス・コード 補充原則3-2②)
 - (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
 - (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
 - (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第2部

平成30事務年度検査結果概要

第2部の構成

1. 監査事務所に求められる対応
2. 指摘事例の概要
 - I. 業務管理態勢（根本原因の究明）
 - II. 品質管理態勢
 - (1) 業務改善への取組
 - (2) 契約の新規の締結及び更新
 - (3) 教育・訓練、上位者による監督・査閲
 - (4) 品質管理のシステムの監視
 - (5) 監査役等との連携

構成（続き）

Ⅲ. 個別監査業務

- (1) リスク評価及び評価したリスクへの対応
- (2) 監査証拠
- (3) 会計上の見積りの監査
- (4) グループ監査
- (5) 財務諸表監査における不正
- (6) 財務報告に係る内部統制の監査

1. 監査事務所に求められる対応

監査事務所に求められる対応

検査結果事例集の構成

- I. 業務管理態勢編
(根本原因の究明)
- II. 品質管理態勢編
- III. 個別監査業務編

同じ

特に留意すべき事項の構成

- (1) 業務管理態勢
- (2) 品質管理態勢
- (3) 個別監査業務

監査事務所に求められる対応に関係している

監査事務所に求められる対応

監査事務所に求められる対応 (P.2より抜粋)

1. 会計監査の信頼性確保

依然として国内外において不正事案が見られ、不適切な会計処理を行った上場会社が増加

↓
会計監査の信頼性の一層の確保に努めるため、今後も個別監査業務や品質管理のシステムについて点検が必要

↓
不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な原因を究明した上で、改善に取り組むことが必要

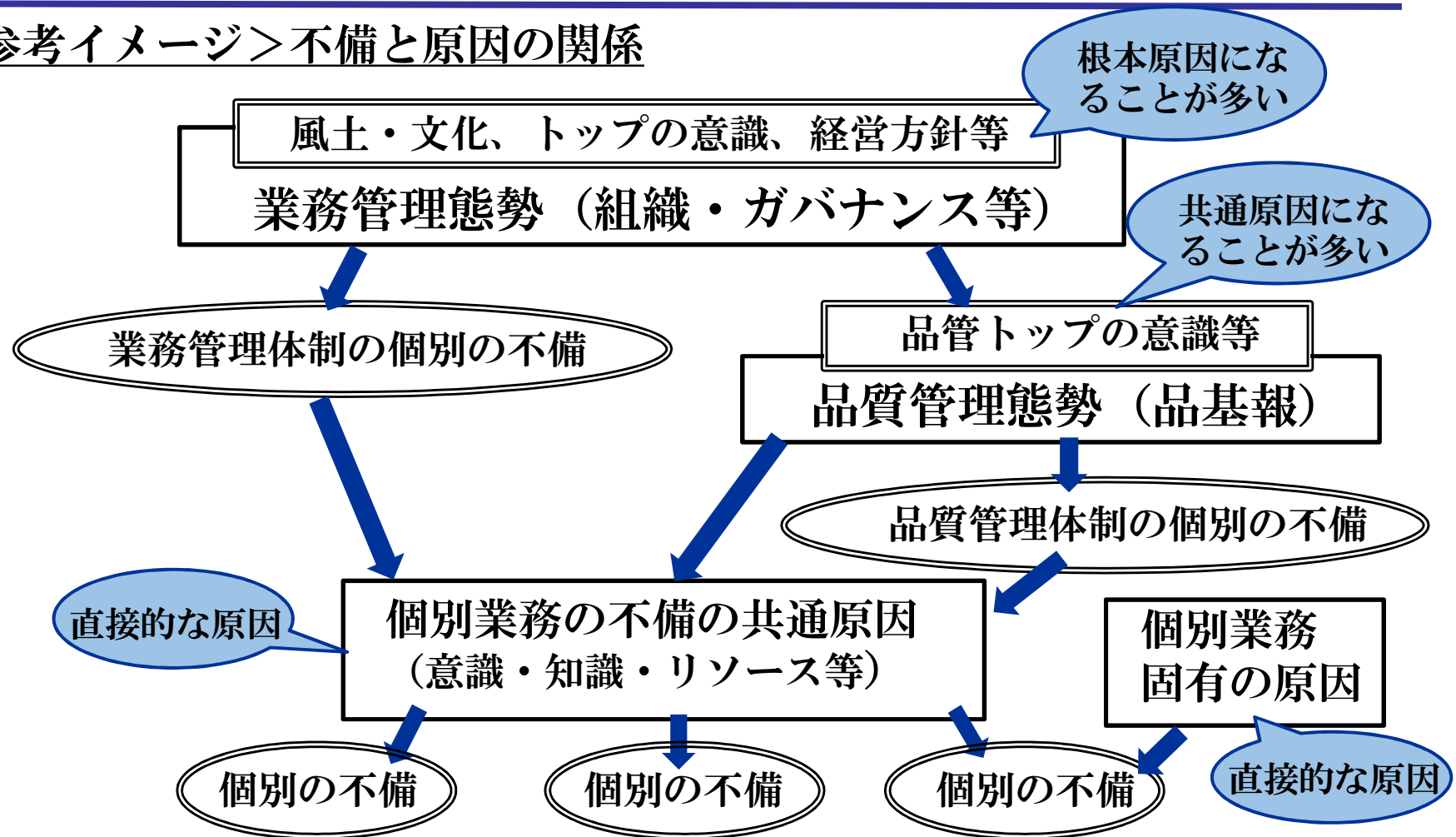
監査事務所に求められる対応

根本原因分析とは？

- ・ コーザル・ファクター・アナリシスやルート・コーズ・アナリシスなどとも呼ばれ、すでに大手監査法人などでは定期的な検証の結果などを利用し、対応が図られている場合もある
- ・ 表層的、対症療法的な対策ではなく、一番大元の原因を改善し、同様の不備を根治することを目的に実施される
- ・ 検査を行う検査官は、個別に識別された個別監査業務や品質管理のシステムに関する不備の原因となる状況をスタートに、帰納法的にいわゆる「なぜなぜ分析」を繰り返す

監査事務所に求められる対応

参考イメージ＞不備と原因の関係



監査事務所に求められる対応

根本原因の究明の必要性（P.13より抜粋）

- 発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が存在する可能性が高い
- 根本原因を考慮した改善策を講じずに、直接的な原因に対処するだけの改善策にとどまった場合には、改善が実効性のないものとなり、本質的な改善につながらない
- なお、根本原因の究明においては、その前提となる直接的な原因を的確に把握することが重要

2. 指摘事例の概要

I. 業務管理態勢（根本原因の究明）

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の究明の事例（P.15）

（個別の不備の状況）

- 当監査事務所においては、品質管理態勢に広範な不備が認められ、また、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。

（直接的な原因の分析結果）

- これらの不備の直接的な原因は、監査事務所の代表者に監査事務所全体としての適切な品質管理態勢を整備するという意識が不足していること、また、品質管理担当責任者がその期待される役割を十分に理解しておらず、監査事務所全体の品質管理の維持・向上を担っているとの認識や意識が不足していること、さらに、業務執行社員には従前の監査手続を踏襲していればよいという意識があることなどにあった。

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の究明の事例（P.15）

（根本原因の分析結果）

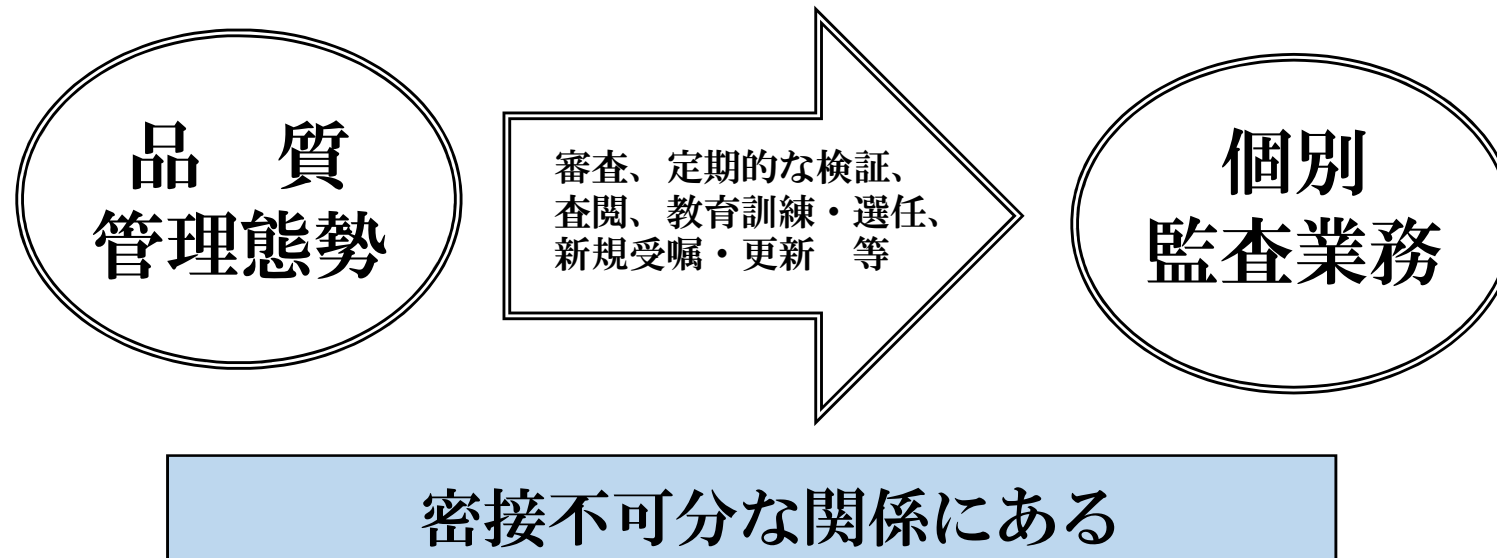
- このような状況を踏まえ、更に原因を追究した結果、当監査事務所においては複数の監査事務所が集まり設立された経緯があり、現在も従前からある2つの監査部門が財務的にも人事的にも独立的に運営されていることが判明した。このようなことから当監査事務所では各監査部門が自己の業務を優先する組織風土が残されていたが、監査事務所全体の品質管理の最終責任者である最高経営責任者は、一体的な品質管理に向けたトップの方針を明確に示さず、実効性ある本部組織の構築に向けたリーダーシップを十分に発揮していないという業務管理態勢上の問題が認められた。

II. 品質管理態勢

品質管理態勢

組織的監査の実施

- 品質管理のシステムを整備し運用する目的は、組織としての監査業務の品質を合理的に担保するため
- 品質管理のシステムの整備が形式的になっていないか



品質管理態勢

大手監査法人

- 品質管理態勢に関する不備は近年減少しているが、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている
⇒ 品質管理態勢の運用面に何らかの問題があるのではないか
- 最高経営責任者は改善策を組織全体に浸透させるために、品質管理の主体を事業部に移す傾向がみられるが、改善策が十分に浸透せず引き続き不備が検出されている
- 本部は、事業部や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行い、事業部の取組の実効性が確保されるように留意する必要がある

品質管理態勢

品質管理態勢に関する主な指摘（大手監査法人）

- 監査リスク情報の収集において、品質管理本部は被監査会社の監査リスクに関する質問書を監査チームに送付し、個別の監査業務における監査リスクへの対応に係る情報を収集しているが、全ての監査業務において同一の情報を収集しており、監査リスクに見合った情報を収集していない。（P.29）
- 監査調書の査閲において、被監査会社との事前の協議により被監査会社の対応に問題がないと判断した領域について、監査補助者に対して具体的な指示をしておらず、適切な監査調書の査閲を実施していない。（P.31）

品質管理態勢

中小規模監査事務所（準大手監査法人含む）

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている
- 品質管理のシステムの整備・運用に十分な経営資源を投入せず、個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が影響してしまう
⇒最高経営責任者の認識や知識に問題のあるケースもある
- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理態勢が追いついていないケースがある

品質管理態勢

品質管理態勢に関する主な指摘（中小規模監査事務所）

- 知識・能力の維持向上を各自の自主性に委ねており、教育・訓練の態勢を構築していない
- 監査調書の査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
 - ⇒個別監査業務の品質改善に寄与する品質管理のシステムの運用が形式的
 - ⇒会計処理の適切性を確認するだけで、監査証拠の十分性・適切性を確認していない
- 非常勤者の管理（教育訓練、人事評価）に留意する必要がある

契約の新規の締結及び更新（事例）

契約の新規の締結時におけるリスク評価手続

- 当監査法人の定める「新規締結に関する方針及び手続」の記載内容は、品基報第1号の規定や監基報220の規定を写したものに過ぎず、具体的な実施手続を整備していない。
また、監査責任者（予定者）は、被監査会社の脆弱な経理体制を監査受嘱リスクとして識別していないことや、新規受嘱の検討対象会社が過去に不正を行っていたという監査受嘱リスクを識別しているにもかかわらず、対応の検討を終える前に就任承諾を行っているなど、適切な対応が図られていない。（P.50）

教育・訓練、上位者による監督・査閲（事例）

非常勤職員への教育・訓練、指示・監督

- 品質管理担当責任者及び研修担当責任者は非常勤職員の多くが大手監査法人における監査経験があることから能力に問題はないと考えており、監査の基準に関する研修を行っていない。（P.56）
- 業務執行社員は、手続を実施した非常勤職員が大手監査法人における監査経験があることから必要な監査手続を実施していると考えており、重要な監査項目である売上高等の監査手続を分担させているにもかかわらず、当該非常勤職員が売上高の実証手続の一部を実施していないことを看過するなど、監査補助者に対する十分な指示・監督をしていない。（P.63）

品質管理のシステムの監視（事例）

定期的な検証の実効性

- 定期的な検証担当社員は検証補助者に対して定期的な検証のためのチェックリストを渡すのみで具体的な着眼点等を指示していない。また、品質管理担当責任者は検出された不備のほとんどが文書化の不備にとどまっており、監査手続の十分性や適切性といった観点からの不備が検出されていないにもかかわらず、定期的な検証の実効性について評価をしていない。（P.71）

監査役等との連携

求められる対応

- 監査基準
「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。」
- 平成30年の監査基準改訂において、監査報告書に監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）を記載することが求められた。KAMは会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、監査役等との連携の重要性は増している。監査役等との連携の重要性を念頭に置き、適切なコミュニケーションを図る必要がある。

監査役等との連携（事例）

監査役等との連携

- 業務執行社員は、監査計画策定時において不正による重要な虚偽表示リスクを識別したものの、期中監査の実施状況等を踏まえ、不正による重要な虚偽表示リスクはないと判断し、監査計画の変更を行っている。しかしながら、業務執行社員は、識別した不正による重要な虚偽表示リスクについて監査役等に適切に伝達することの重要性を十分に認識しておらず、監査計画変更前のリスク評価内容を伝達している。（P.74）

III. 個別監查業務

リスク評価・評価したリスクへの対応（概要）

以下の3つのステップにおいて適切な対応をしているか

- ① リスク評価（重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、必要な情報を入手し、適切に検討しているか）
⇒ 職業的懐疑心の保持・発揮が重要
- ② 監査手続の立案（監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか）
⇒ リスク・アプローチによる監査の基準の理解が重要
- ③ 入手した監査証拠の評価（十分かつ適切な監査証拠を入手したかを評価しているか）
⇒ 上位者による調書の査閲が重要

リスク評価・評価したリスクへの対応（概要）

内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

- 通信販売事業を含む複数の事業を営んでいる被監査会社の監査チームは、全ての事業の売上高について、実在性及び網羅性のアサーションに重要な虚偽表示リスクを識別している。
しかしながら、監査チームは、店舗販売事業の売上高が手続実施上の重要性を大きく上回っているにもかかわらず、当該事業における内部統制を理解するための手続を実施していない。（P.85）

リスク評価・評価したリスクへの対応

リスク・アプローチに基づく監査計画に不備が生じる原因

原因	業務執行社員のリスク・アプローチに関する理解不足、監査計画への関与不足
	リスク感度が低い、経験が不足している ⇒職業的懐疑心の保持・発揮が不足
	評価したリスクとそれに対応する監査手続が合致しておらず、監査証拠の十分性、適切性、証拠力を考慮して、監査計画を立案する意識や姿勢が不足

監査証拠（概要）

過年度からの不備事例が30事務年度においても多く見られる

（昨年までの主な指摘事項）

- ✓ 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、通常の監査手続で終了している
- ✓ 分析的実証手続の要件を満たしていない（前期比較、月次推移で終わっている）
- ✓ 母集団全体の結論を得るための適切なサンプルを抽出していない
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない

監査証拠（概要）

- 30事務年度においては、企業が作成した資料の信頼性、監査サンプリング、分析的実証手続及び関連当事者取引などにおいて不備を検出している
- 確認手続に係る不備も複数みられる（回答の信頼性、確認差異等）
- 監査サンプリングについて、特に中小規模監査事務所を中心にサンプリング数の根拠について説明できないケースがある

監査証拠（事例）

関連当事者取引

- 被監査会社は、筆頭株主であるA社に対して短期貸付金を有している。A社は被監査会社の代表取締役会長が支配するB社が議決権100%を保有する会社であり、被監査会社の関連当事者に該当する。
しかしながら、監査チームは、被監査会社による当該貸付金に関して、取引条件と経営者の説明との整合性及び事業上の合理性について十分な検討を行っていない。
(P.102)

会計上の見積りの監査（概要）

過年度からの不備事例が30事務年度においても多く見られる

（昨年までの主な指摘事項）

- ✓ 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- ✓ 事業計画の合理性の検討において、質問のみで終了し、回答における会社の主張を、具体的な証拠により確かめていない
- ✓ 繰延税金資産の回収可能性の検討における、課税所得の発生状況等に応じた会社区分について検討していない
- ✓ 関係会社株式及びのれんの評価について十分に検討していない

会計上の見積りの監査（概要）

- 30事務年度においても、経営者の仮定の合理性、債権や棚卸資産など主要な営業資産の評価の妥当性、固定資産の減損の要否、繰延税金資産の回収可能性、のれんを含む関係会社に対する投融資の評価などの項目において不備を検出している。
- 前年度に実施した見積りと当年度の実績との差異分析等による経営者の見積りの評価（いわゆるバックテスト）を実施していないという不備、経営者の偏向が存在する可能性の検討を行っていないという不備なども見られる。

会計上の見積りの監査（事例）

経営者の仮定の合理性

- 被監査会社は、販売促進のため2種類のポイントを発行している。各ポイントは、種類により有効期限や使用率、期末日における残高が大きく異なっているが、被監査会社は、2種類のポイント残高に一括して使用率を乗じてポイント引当金計上額を算出している。
監査チームは、当該算出方法を妥当と判断しているが、使用されたポイント数がポイントの種類ごとに区分していない点や、失効ポイントの取扱いが失効時期によって異なる点などについて理由を把握しておらず、経営者が使用した仮定の合理性についての検討が不十分である。
(P.106)

会計上の見積りの監査（事例）

固定資産の減損

- 被監査会社は、衣料品に関する小売業を営んでおり、店舗単位での採算によって出退店の意思決定を行っているにもかかわらず、固定資産のグルーピングを店舗単位ではなく、より大きなブランド単位としている。
しかしながら、監査チームは、店舗がキャッシュ・フローを生み出す最小単位に該当するか否かの検討や、各店舗が生み出すキャッシュ・フローに相互補完性があるか否かの検討を行っておらず、グルーピングの妥当性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。
(P.113)

会計上の見積りの監査

不備が継続して発生する原因

原因	職業的懐疑心の保持・発揮不足
	事業計画の実現可能性など経営者の主張に対する客観的な評価や裏付けの入手が不足
	会計上の見積りにおいて必要とされる要求事項に対する理解不足

グループ監査（概要）

- 国内外の関係会社における重要な不正事例の発覚等に伴い、監査事務所の規模を問わず、グループ監査の重要性が増しているため、審査会検査において重点的に検証している
- 重要な構成単位の識別、構成単位の監査人とのコミュニケーション、構成単位の監査人からの監査結果の評価等の過年度からの不備事例が30事務年度においても多く見られる
- 監査事務所全体として、監査チームを支援する体制の整備が必要である

グループ監査（事例）

重要な構成単位の識別

- グループ監査チームは、重要な構成単位として選定しなかった構成単位について、営業損益が継続して赤字であり、かつグループ監査上の重要性の基準値を超過する固定資産を有しており、固定資産の減損損失に関するリスクを考慮する必要があるにもかかわらず、質的重要性の点から検討していない。（P.122）

グループ監査（事例）

構成単位の財務情報について実施する作業の種類 の決定

- グループ監査チームは、被監査会社の海外子会社の特別な検討を必要とするリスクに対応する手続について、構成単位の監査人に指示書にて依頼し、結果について報告を受けている。
しかしながら、グループ監査チームは、構成単位の監査人に対する指示として、監査手続ではなく合意された手続を指示しており、特別な検討を必要とするリスクに対応した監査手続を実施しておらず、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。（P.122）

グループ監査

不備が発生する原因

原因	構成単位の監査人の監査結果を過度に信頼
	監基報600において必要とされる要求事項に対する理解不足

財務諸表監査における不正（概要）

- 指摘数は増加傾向にある
- 財務諸表利用者の関心が高いテーマであり、審査会検査において重点的に検証している
- 大手監査法人、準大手・中小規模監査事務所を問わず不備は発生している
- 30事務年度において、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価、仕訳テスト、重要な取引の事業上の合理性、収益認識に対する不正リスクの対応などで不備を指摘している

財務諸表監査における不正（概要）

不備事例の概要

職業的懐疑心の保持・発揮不足		
機械的に収益認識だけに不正リスクを識別している	収益認識や会計上の見積り項目に不正リスクを識別しながら、対応手続・監査証拠が不十分	関連当事者取引や通例でない取引を識別しながら、不正リスクの評価が適切に実施されていない

財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクの識別と評価

- 監査チームは、被監査会社の収益認識には様々な種類や取引形態があり、収益認識基準が異なっていることを把握している。しかしながら、収益認識における不正リスクを被監査会社全体として識別しており、収益の種類や取引形態に応じた具体的な不正リスクを適切に識別、評価していない。（P.132）
- 監査チームは、飲食業を営む被監査会社の収益認識に係る不正リスクについて、連結売上高の95%超を占める主たる店舗事業の収益認識に不正リスクを識別しておらず、連結子会社で実施している他の事業の収益認識に限定している。しかしながら、店舗事業の収益認識について、不正リスクとして識別しないと判断した理由について、検討していない。（P.132）

財務諸表監査における不正

不備が生じる原因

原因	被監査会社に不正は発生しないという決めつけ、経営者は誠実という思い込み ⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足
	不正リスクの発生態様を被監査会社に応じて想定できていない ⇒不正シナリオ（手口）が不明瞭 ⇒リスクに直接対応した監査証拠の未入手
	不正リスク対応手続においては、より強い証拠を入手することが必要であることを念頭において監査計画の立案をしていない

財務報告に係る内部統制の監査（概要）

- 不適切な会計処理等は会社の内部統制が十分に機能していないことによるものがあり、審査会検査において重点的に検証している
- 大手監査法人、準大手・中小規模監査事務所を問わず不備は発生し、指摘数は増加傾向にある
- 30事務年度において、内部統制の整備・運用状況の評価、評価手続の実施時期、内部統制の不備の評価、内部監査人等の作業の利用の程度などで不備を指摘している

財務報告に係る内部統制の監査（事例）

内部統制の整備・運用状況の評価

- 監査チームは、売上高に関連する内部統制について、過年度の監査において、販売管理システムに入力された取引情報を基に、自動仕訳が会計システムに反映される内部統制を理解したとしている。
しかしながら、監査チームは、これらの関連する内部統制のプログラムに変更が加えられることを認識しているにもかかわらず、当該変更が当年度の監査に与える影響を検討していない。(P.144)

財務報告に係る内部統制の監査（事例）

評価手続の実施時期

- 監査チームは、財務諸表監査と内部統制監査を一体として監査を実施することを立案しているが、有価証券報告書の作成に係る内部統制以外の全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスに係る内部統制について、整備状況評価及び運用状況評価を会社法監査報告書日時点で完了させていない。(P.144)

財務報告に係る内部統制の監査（事例）

内部統制の整備・運用状況の不備の評価

- 被監査会社は、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス、業務プロセス、ITに係る全社統制及びIT業務処理統制において複数の不備を報告している。しかしながら、監査チームは当該不備について、期中に是正された不備を含め、複数の不備が組み合わさって開示すべき重要な不備に該当していないかどうかを検討していない。（P.145）